

第74号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき提出します。

和解及び損害賠償の額の決定について

下記のとおり、和解し、損害賠償の額を決定する。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解条項

(1) 台東区は、令和7年9月27日に東京都台東区今戸一丁目において発生した交通事故（以下「本件事故」という。）について、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定による損害賠償金として、相手方に対して、金159万1,640円の支払義務があることを認め、当該損害賠償金を相手方に支払う。

(2) 台東区と相手方は、本件事故に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の額

159万1,640円